

内閣参質一九〇第一四一号

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員白眞勲君提出外国の領域における武力の行使に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員白眞勲君提出外国の領域における武力の行使に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」について、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに現時点で個別具体的な活動を念頭には置いていないことは、先の答弁書（平成二十八年五月二十四日内閣参質一九〇第一一五号）一及び二についてでお答えしたとおりであり、御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、そのような機雷の掃海が民間船舶等の安全な航行の確保という限られた目的の下に行われるものであるという趣旨を併せて述べたものである。

